

学 位 論 文 題 名

# 歯科衛生士養成教育課程における職業的能力の形成と教授

## —学習方略の開発

### 学位論文内容の要旨

#### 序 章 本研究の問題意識と研究目的

歯科衛生士教育は、昭和 24 年に始まり、60 年近くが経過した。この間、歯科保健に対する社会的ニーズの高まりや歯科医学・医療の発展に伴い、歯科衛生士教育にも質的・量的な充実が叫ばれ、法制上の設備や改正が行われてきた。歯科衛生士養成機関では職業生活に必須の知識技能を提供し、その知識技能の獲得指標としての国家資格付与を目標としてきた。歯科衛生士教育の修業年限は、高齢化の進展、医療の高度化・専門化など不可避免地に生じる環境変化に応じた歯科衛生士の資質のさらなる向上を図るために、平成 22 年 4 月からは 3 年課程以上となる。

歯科衛生士教育の改革の方途の特徴は、社会的要請に即応する即戦力の育成を前提として時間的枠組みの拡大と教育内容の増量を図る教育課程を編成してきた点にある。しかし、専門学校を中心とした歯科衛生士教育には、国民の QOL を支える保健・医療の質の向上という要請に照らすとその養成課程にはさまざまな問題が内在している。その諸問題には教育改革の方途が大きな影響を与えており、従来の教育改革の方途の妥当性が問われている。すなわち専門的知識・技能の量的な伸張を継続した従来の方法では、今後変動する社会的要請に呼応できず、歯科衛生士教育課程は職業的社会化の機能不全を起こすことが容易に想定される。

今後の歯科衛生士教育の改革は、歯科衛生士に求められている職業的能力の分析と析出された諸能力を獲得する方略の最適化を図る質的な改革を重視する必要があると思われる。

そこで本研究では、歯科衛生士専門学校において養成すべき職業的能力を明確化し、職業的社会化を促進する教授—学習方略の開発を目的とした。

#### 第一章 歯科衛生士に求められる職業的能力と能力開発の方向性

歯科衛生士の役割は、歯科衛生士法第二条に定義されおり、「歯科疾患を予防し、口腔衛生の改善を図り、口腔保健の向上に貢献する」ことである。具体的には「歯科予防処置」、「歯科診療の補助」、「歯科保健指導」が三大業務である。

就業歯科衛生士の業務実態調査によると、「在宅歯科診療」、「公衆衛生活動」、「介護老人保健施設における業務」等、歯科診療室外における三大業務が増加傾向を示している。この現状は、患者一人ひとりのニーズを重視する医療・保健の個別化が進行し、「患者中心のオーダーメイドの医療・保健」に転換していることを示している。具体的には、従来の画一的・一方的に「与えるケア」といった弱者救済から個々の患者との相互作用を介した「エンパワメント拡大」へと患者の QOL の維持・向上の支援を軸にした包括的な視点への転換が求められている。

従って、今後歯科衛生士に求められる能力として、①患者支援のための歯科領域の専門的知識・技能 (technical skill) をはじめ、②対人関係能力 (interpersonal skill)、③現場で直面する課題や問題を解決する能力 (conceptual skill)、④これらの諸能力の不断の更新を行なう生涯学習者としての歯科衛生士としての職業意識・態度 (professionalism) が導出された。

## 第二章 歯科衛生士教育課程の現状および妥当性

歯科衛生士教育は、変動する社会的要請に呼応するために教育の量的拡大を繰り返しながら改善を図ってきた。時間枠を拡大した3年制新教育課程では、臨床能力の向上や高齢化に対応する科目を拡大あるいは新規に設定する等、歯科診療室外の業務を視野に入れた教科目が増設され、判断能力や応用能力および科学的思考能力の科目が重視されたカリキュラムの再構成されている。

しかし、一斉指導による知識の伝達や暗記を中心とした教授—学習方略が主流である現状では、断片的知識の伝達と受容になりやすく、一人ひとりの主体化された職業的知識の形成には繋がり難い。単に科目の増設や並べ替えをしてもこれらの求められている歯科衛生士の職業的能力を獲得するには十分とはいえない。

一方、臨床実習では、「即戦力」養成を急ぐあまり現場の実務に「習熟」することを推奨し、専門性を身につける方略として従来から「模倣」と「同一化」に傾倒した見学中心の学習体験を増量してきた。しかし、体験を通して得られた知識や情報は、文脈固有性を有するため、体験の意味づけ、意味生成がなされなければ、汎用性のないその場限りの分節化された知識となり、後続学習への転移が困難であるいわゆる「不活性知識」が生じる。

以上から、求められる職業的能力の性質が多様化し、変動したにもかかわらず、教授—学習方略の体質改善が進行していないという矛盾が見られた。

## 第三章 臨床実習における学習環境のデザインの構築および実践

経験の積み重ね方が学びの質を左右することから、経験を再度他者と共にフィードバックする学習過程を実践経験に連動した形で適時適切に設定することが必要である。体験を意味づけする学習過程を経て、既有知識・体験を再生・再構成した上で後続の学習に使える形にしておくこと、すなわち意図的に学習転移を生起する学習機会を学習者に提供する学習環境の構築が肝要である。

そこで、学習者が経験から学ぶ(職業的能力の形成)ことを支援する方略を省察的実践、経験学習の学習理論を援用させた、「省察過程」教育プログラムを構築した。本教育プログラムは、学習者の実習経験を教材・対象化し、他者との相互作用を介した協調的問題解決過程である。この学習過程では、学習者自身の実践を他者との比較を通して問い直すことによって、自身の当然視や判断規準の明確・変容を促進し、後続の学習に柔軟な応えを展開できることをねらいとしている。具体的には、「事象」、「自己評価」、「考察」、「質疑応答」、「討議」、「解決プラン」、「教訓帰納」、「再評価」、「判断規準の更新・再構成」という省察手順と省察スキルを習得する。

## 第四章 「省察過程」教育プログラムの職業的能力形成における教育的効果の実践的検証

「省察過程」教育プログラムの教育的効果を導出された職業的能力の下位項目である「学習転移」「批判的思考志向性」「思考スタイル」「coping」「職業意識」という分析視点から検証した。その結果、批判的思考志向性・思考スタイルにおいて客観性・柔軟性・多様性が向上し、問題解決型の coping への変容が見られた。また、他者の事例を足場にして、他者との比較・照合を行い、構成メンバー各自の経験や前提および既有知識を再考・再構成を継続的に行なっていることが明らかになった。以上の結果から、集団的省察は、思考過程を可視化・共有化させ他者のもつ視点や情報提供・支援が介入しやすい状況にすることによって、問題設定の視点の変容と解法の選択肢が拡大し、学習転移を生起しやすい環境となることが示唆された。

## 終章 本研究の成果、課題および歯科衛生士教育への実践的示唆

本研究では、社会的要請に対応できる職業的能力を形成するための一つの教授—学習方略として「省察過程」教育プログラムを構築・導入・検証した。得られた結果は、研究対象者の属性および学習環境条件が局限され、短期間における検証である、また比較・照合する先行研究がない等から、今後経年的な研究の蓄積が必要である。しかし、本教育プログラムは、臨床での実践を円滑に遂行するための視野および専門的知識の持つ可能性を拡大する方略としての機能をもつことが示唆された。資格取得後、日々の実践を省察(自己との対話)し、自身の判断の質を常にモニターする生涯学習に立脚した継続的な知的活動は、自ら提供する医療・保健の質を担保できる専門職に不可欠の職業的能力である。このことから、

生涯にわたり即戦力であり続ける人材養成育成、すなわち歯科衛生士教育における職業的社会化機能を促進する教授—学習方略の選択肢の一つとして本教育プログラムは有用であると思われる。

# 学位論文審査の要旨

主 査 教 授 姉 崎 洋 一  
副 査 教 授 木 村 純  
副 査 教 授 五十嵐 清 治 (北海道医療大学)  
副 査 講 師 大 西 弘 高 (東京大学)

## 学位論文題名

### 歯科衛生士養成教育課程における職業的能力の形成と教授 —学習方略の開発

本論文は、序章、第1－4章、終章の6章構成である。序章では、本論文の研究目的を、高齢化の進展と歯科医療、歯科保健の急速な技術革新に伴い1949年に始まる歯科衛生士教育が、今や歴史的質的改革を迫られ、その教育学の革新が必要になっていることを明確にしている。第1章では、歯科衛生士の職業的能力とその能力開発の方向性を、法的要件と業務実態の両面から浮き彫りにして、その「職業的能力」の内容と方向性を明確にしている。第2章では、歯科衛生士教育・臨床実習教育の動向と教育課程の妥当性を検討し、とくに歯科衛生士の能力を総合的に学ぶ「臨床実習」を対象にしている。第3章では、臨床実習における学習環境デザインの構築とその実践的導入を行っている。第4章では、「省察過程」教育プログラムの教育的機能の実践的検証を行っている。終章では、本研究の成果と歯科衛生士教育への実践的示唆を示している。本論文の、歯科衛生士教育及び教育学上の意義は、以下の点に要約される。

第一は、歯科衛生士に求められる職業的能力を明確にしたことである。歯科衛生士の法的三要件には、「歯科予防処置」、「歯科診療補助」、「歯科保健指導」があり、業務実態調査では、近年「介護予防重視型施策」として、「在宅歯科診療」、「公衆衛生活動」、「介護老人保健施設における業務」など地域支援事業が重要視されている。それらを踏まえて、「食べる楽しみ」を確立し、患者のQOLの維持向上のためには、「患者のエンパワメント拡大」という口腔ケアの質的転換が必要であり、歯科衛生士に求められる「職業的能力」は、①歯科領域の専門的知識・技能 (technical skill)、②対人関係能力 (interpersonal skill)、③現場の問題を解決する能力 (conceptual skill)、④以上の諸能力更新を継続的に行なう生涯学習的意欲・態度であると定義している。このことは、従来、曖昧に論じられてきた「職業能力」定義を教育学的に整理させたいうえで有用な定義である。

第二は、歯科衛生士教育カリキュラム、とくに「臨床」実習を対象化して、学習ポートフォリオ及び学習効果影響因子分析によって、学んだ知識が実践で生かされない「学生の

つまずき」事象が、一方的な知識伝達と熟達者の模倣・同一化を技能習得とする固定的教授・学習システムにあること、そこに「学習の負の転移」と「不活性知識」が生成されていくメカニズムが存在することを明らかにしたことは有益な新たな知見である。

第三は、「不活性知識」を活性化させ、「学習の転移」を生起させ、知識の量的拡大や質的変容を図る教授—学習方略として、「省察過程」教育プログラム（長田、2008改訂版）を導入したことである。それは、Kolbの「経験学習」モデル(1984、1993)、Gibbsの「リフレクティブサイクル」モデル(1988)、Taggartの「省察実践」モデル(1998)を援用したものである。具体的には、実習後毎日行う振り返りと最終日に行う2週間の振り返りの2種類の「振り返りシート」記録内容の質的分析を行った結果、実習学生には本人の経験の再考、他者との比較・照合により、既有知識の再構成が行われること、他者間対話により学習や情報の転移が示唆されること、この教育プログラムで獲得した知識・技能は、次回の実践現場における判断規準として有効に機能していることを明らかにした。このことは歯科衛生士教育における重要な実践的知見である。

第四は、学習者が批判的思考志向性、多様な思考スタイルを獲得し、積極的な問題解決行動が実践できているか否かについて、「集団的リフレクション」を採用し、その教育的効果について、「グループ集団の風土の変容」、「集団の相互作用」、「批判的思考志向性」、「思考スタイル」、「コーピング」、「職業意識の変容」、「既有知識の更新」の7尺度を使用して検討した結果、省察の「拡張」「統合」「精緻化」「客観性」「柔軟性」「立案」「巨視」「共同」などの上昇効果が確認された。省察の深淺の個人的差異性は避けられないとしても、個による省察の限界を明確にして、「見通しの省察」を内面化させる手がかりが得られたことは貴重な知見である。

本研究は、全体として、三年制歯科衛生士専門学校において「省察過程」教育プログラムを導入して教育カリキュラムの創造的開発・革新に寄与し、将来の大学学士課程における歯科衛生士教育への見通しと先行する看護学教育の領域などの専門職養成研究と比肩し得る研究の可能性に歎をいれたと評価できる。また、これまで歯科衛生士養成の教授法、学習方略の教育学的検討が殆どない中で、本研究成果は歯科衛生士教育のあり方に一石を投じる研究として開拓的意義をもつ。なお、本研究をより深化させていく上では、学位申請者自身が自覚しているように、学習者の「鏡」的存在としての教員自身の「省察」的实践をモニタリングする枠組み、教員側の視点および学習者側の視点の両眼から本教育プログラムの実践・評価を再考し、一般化可能性とそれを可視化する課題が残されていると言える。とはいえ、そのことが本研究の水準をそこなうものではない。

以上の点において、本論文は、北海道大学博士（教育学）の学位の授与にふさわしい水準にあると本審査委員会は、全員一致して判断した。